

コンプライアンス体制

山陽グループでは、全員参加の「コンプライアンス（法令等の順守）」の励行のため、コンプライアンスの周知徹底に向けての体制の整備とその維持改善に努めています。

企業行動指針

企業としてとるべき行動規範を定めたもので、企業活動の根幹を成すルールです。

行動基準

「企業行動指針」に基づき、事業活動の中で順守すべき“行動の手引き”を定めたものです。

企業行動倫理規程

コンプライアンスを徹底するための制度・仕組みを定めたものです。

企業行動倫理特別委員会の設置

コンプライアンスの方針や、その方針に基づく具体的な方策を審議する場です。

法令などを逸脱している状態や行為、またはその恐れがある場合に、実態調査や改善策の審議などを行います。

通報制度の設置

不祥事の未然防止と再発防止のために、通報制度「ヘルプライン」を設置しています。

このヘルプラインは、法令、社会規範、社則などに照らし、不適切と思われる状態・行為が認められる場合、またその恐れがある場合に、その情報をいち早くキャッチし、迅速かつ適切な対策を講じることにより不祥事の発生を未然に防ごうとするものです。

コンプライアンス教育の実施

コンプライアンス意識の向上を目的とした講演会の開催やeラーニングによるコンプライアンス教育などを実施しています。

2008年10月には弁護士を講師に招き、「内部統制システムとしてのコンプライアンス—コンプライアンス体制を確立するための役職員の役割—」と題した講演を行いました。

また、情報セキュリティ、安全保障貿易管理、独占禁止法等の研修も実施しています。

各部署では、テーマに基づいて自らの行動をチェックするコンプライアンス情報交換会を実施しています。



●コンプライアンス体制図

